

<行事保険（当日参加対応型）> お申込みの団体の方へ

お申込みの方は、加入申込み前に、加入要件や記載内容など、下記のチェックリストに基づき、必ずご確認ください。

※「加入対象」「補償内容」等、保険の内容についてご不明点がある場合は、必ずご提出の前に、（有）東京福祉企画までお問い合わせください。

【保険内容や加入対象要件等のお問い合わせ先】

◆（有）東京福祉企画（☎03-3268-0910）

申込票は緑色です

✓	保険申込み前のチェックリスト
	パンフレット表紙にある「加入できる団体」であることを確認しました。
	参加者は当日、名簿等により確認します。 ※参加者名簿は事故時の補償を行う上で必須ですので、当日必ず作成してください。
	行事参加人数が5名以上であることを確認しました。
	行事参加者全員（行事のスタッフ含む）が加入します。 ※行事参加者の一部（行事のスタッフのみ・ボランティアのみ等）の加入はできません。
	行事区分（3ページ参照）に間違いがないか確認しました。
	申込用紙の記入必須項目（加入申込票（兼）団体登録票の太枠の中）すべてに記入しました。
	記載している行事は1枚につき1ヶ月単位です。 ※1枚の用紙で複数月の申込みはできません。また、一度に複数月の加入を希望される場合には、最大で申込日から3ヶ月先の末日開催の行事までお申込みできます。 （例：4月15日申込み⇒7月31日開催行事まで）
	保険料（該当行事区分の保険料×人数分）に間違いがないか確認しました。
	お申込み行事の保険料の総計と振込み金額が一致していることを確認しました。

※保険申込完了後に、日程等の変更が生じた場合は、すみやかに、上記の東京福祉企画（☎03-3268-0910）にご連絡ください。

本保険は、社協が推進している福祉活動やボランティア活動・市民活動の推進を図ることを目的とした、活動中の事故の補償を補うための団体保険です。団体保険の性質上、お手続きの際には社協窓口に来所いただくことが必要となります。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<行事保険（当日参加対応型）申込後のQ A>

*行事終了後、実際の参加者の人数に相違がないかご確認ください。

参加人数がお申し込み時より変更となった場合は、下記を参考に期日までにご連絡いただきますようお願いいたします。

○単発でのお申込みの場合は行事当日から **3 営業日以内**

○複数日に渡り連続して行事があり、1 ヶ月分まとめてお申込みいただいている場合は、お申込みいただいた行事の**最終日から 3 営業日以内**

お申込み人数が増加した場合

「〇月〇日受付分追加」と明記のうえ、当初の加入手続き時の加入者証のコピーを添付してお近くの窓口で再度手続きを進めてください。

追加で申込まれていない場合、補償ができない可能性があります。

お申込み人数が減少した場合

減少人数分^(※1)の保険料の返金を希望する場合は、加入者証下段の返金の欄に、「〇月〇日分 減少〇人」と記入し、東京都社会福祉協議会へ FAX (03-3268-2148) してください。送金手数料を差し引いた額を返金いたします（送金手数料を下回る保険料の場合には返金はありません）。

（※1）5 名からの申込みの保険のため、参加人数が 5 名を下回る分の返金はありません。

複数日程でご加入の場合はご注意ください！！

人数の増減の際、複数日の保険料を合算すると最終的に総額が変わらなかった場合も、1 日の人数が申込時と異なる場合は、加入者証の人数を訂正し、東京福祉企画へ FAX (03-3268-8832) してください。

***行事が延期・中止となった場合は**、下記のお手続きをお願いいたします。

荒天による延期・中止の場合

荒天による延期^(※2)・中止の場合は開催日から 3 営業日以内にご連絡下さい。

【延期の場合】お手持ちの加入者証の日付を訂正し、延期理由をご記入のうえ、東京福祉企画へ FAX (03-3268-8832) してください。

【中止の場合】お手持ちの加入者証下段の返金の欄に必要事項を記入し、東京都社会福祉協議会へ FAX (03-3268-2148) してください。保険料の返金をいたします。

荒天以外の理由による延期・中止の場合

荒天以外の理由による延期^(※2)・中止の場合には開催日前日までにご連絡ください。

【延期の場合】お手持ちの加入者証の日付を訂正し、延期理由をご記入のうえ、東京福祉企画へ FAX (03-3268-8832) してください。

【中止の場合】お手持ちの加入者証下段の返金の欄に必要事項を記入し、東京都社会福祉協議会へ FAX (03-3268-2148) してください。送金手数料を差し引いた額を返金いたします（送金手数料を下回る保険料の場合には返金はありません）。

（※2）延期は複数回でも可能ですが、当該行事の当初開催日から 3 ヶ月先までの期間内と致します（ただし、年度内に限ります）。」

保険料について

人数の増減や、行事の延期・中止の際の精算は 1 回の行事ごとに行います。次回申込行事への繰越や充当は行いません。